

「川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業」実施方針等 新旧対照表

令和5年3月10日

令和5年1月20日付で公表した実施方針を、以下のとおり修正する。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
1	実施方針	—	用語の定義	更新対象設備 ・空調設備のうち、本事業とは別に設置されている設備で、本事業において更新により撤去される対象となり、事業開始から撤去されるまでの間は、維持管理業務の対象にもなる設備をいう。	更新対象設備 ・空調設備等のうち、本事業とは別に設置されている設備で、本事業において更新により撤去される対象となり、事業開始から撤去されるまでの間は、維持管理業務の対象にもなる設備をいう。
2	実施方針	—	用語の定義	更新対象外設備 ・空調設備等のうち、維持管理業務の対象となる空調設備等をいう。ただし、一部については、本事業の設計、施工及び工事監理業務において、対象室から別の対象室に移設される対象となる。	更新対象外設備 ・空調設備等のうち、 <u>本事業とは別に設置されている設備で、本事業において更新により撤去される対象とならないが、維持管理業務の対象となる設備をいう。なお、一部については、本事業において対象室から別の対象室に移設され、維持管理業務の対象となる。また、事業期間中に本事業とは別に更新又は新設が行われた空調設備等のうち、本事業で維持管理業務の対象となると市が判断した設備も含まれる。</u>
3	実施方針	—	用語の定義	新設等設備 ・空調設備等のうち、本事業において更新により設置され、又は新設され、事業期間を通して維持管理業務の対象となる空調設備等をいう。	新設等設備 ・空調設備等のうち、本事業において更新により設置され、又は新設される設備で、事業期間を通して維持管理業務の対象となる設備をいう。
4	実施方針	1	1-(1)-エ	・本市は、市内の市立小学校105校、市立中学校51校の空調設備等について、一斉更新整備を行う本事業を実施する。	・本市は、市内の市立小学校 <u>103校</u> 、市立中学校51校の空調設備等について、一斉更新整備を行う本事業を実施する。
5	実施方針	5	2-(2)	・ <u>7月下旬</u> 資格確認通知書の発送	・ <u>7月中旬</u> 資格確認通知書の発送

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
6	実施方針	5	2-(2)	・ <u>8月上旬</u> 参加表明書（資格確認申請書を含む。）の受付締切	・ <u>7月上旬</u> 参加表明書（資格確認申請書を含む。）の受付締切
7	実施方針	7	2-(4)-ア-(ア)-a	・本事業の入札参加者には、空調設備等の設計業務を行う者、工事監理業務を行う者、施工業務を行う者、維持管理業務を行う者を含むこと。	・本事業の入札参加者には、空調設備等の設計業務を行う者、工事監理業務を行う者、施工業務を行う者、維持管理業務を行う者を含むこと。 <u>また、必要に応じて、本事業の進捗管理や他の構成員、協力企業等との連絡調整などの業務を行う者も入札参加者を含むことができる。</u>
8	実施方針	8	2-(4)-ア-(ア)-b	・入札参加者のうち、「(4) -エ」に示す特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資し、SPC から直接業務を受託し又は請け負う者を構成員とし、SPC に出資せず、SPC から直接業務を受託し又は請け負う者を協力企業として位置付けること。	・入札参加者のうち、「(4) -エ」に示す特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資し、 <u>かつ</u> 、SPC から直接業務を受託し又は請け負う者を構成員とし、SPC に出資せず、 <u>かつ</u> 、SPC から直接業務を受託し又は請け負う者を協力企業として、 <u>必ずいずれかに位置付けること。</u>
9	実施方針	11	2-(4)-エ-(イ)	・SPC への出資は入札参加者の構成員によって <u>行なうこと。</u>	・SPC への出資は入札参加者の構成員によって <u>行うこと。</u>
10	実施方針	11	2-(4)-エ-(ウ)	・代表企業は、SPC への出資者のうち最大の出資を <u>行なうこと。</u>	・代表企業は、SPC への出資者のうち最大の出資を <u>行うこと。</u>
11	実施方針	13	4-(1)-ア	・別紙2に示す川崎市立小中学校 156 校の約 7,300 室（予定）を本事業の対象とする。	・別紙2に示す川崎市立小中学校 <u>154 校</u> の約 <u>7,100 室</u> （予定）を本事業の対象とする。
				・本実施方針は本市のホームページに掲載している。 https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000147162.html	・本実施方針は本市のホームページに掲載している。 https://www.city.kawasaki.jp/880/category/9-9-12-0-0-0-0-0-0.html
12	実施方針	20 ～ 22	別紙2	・東門前小学校 ・東高津小学校	(削除) ※対象校から除外
13	実施方針	21	別紙2	・南原小学校 川崎市上作延 796	・南原小学校 川崎市上作延 <u>3-9-1</u>